



厚生労働省

「厚生年金加入状況」について緊急調査を実施へ

…発端は「平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果」

厚生労働省が昨年 12 月 25 日に公表した国民年金被保険者実態調査の「参考：厚生年金保険の適用にかかる粗い推計」にて、国民年金第 1 号被保険者の就業状況を基に、厚生年金の適用の可能性がある者が、法人で約 180 万人、個人経営の事業所で約 20 万人、合計約 200 万人程度いることが、初めて具体的に示されました。

20～30 代の若年層の割合が高かったことから、将来、低年金・無年金に陥る可能性があるとして問題視されることとなりました。

◆厚生年金加入指導はより厳しく？

現在、加入指導は、国土交通省と厚生労働省が取り組む建設業の社会保険加入促進や算定基礎届の提出時期に行われる年金事務所の定時決定時調査、国税庁から提供を受けたデータに基づくものなどにより行われています。

指導により適用事業所となった事業所数は、平成 24 年度約 8,000 件、25 年度 1 万 9,099 件、26 年度 3 万 9,704 件と増加しています。27 年も 4 月から 11 月末までの間に 6 万 3,000 事業所が加入指導、適用を受けています。

今後は、3 月頃に国税庁から法人番号を添えた法人情報の提供を受け、約 79 万事業所に調査票を送付し、従業員数や労働時間等を確認して実態把握に当たるとしています（2 月 5 日衆議院予算委員会塩崎厚生労働大臣答弁）。

◆パートの適用漏れは特に注意

各種報道に限らず、未加入事業所に厳しい姿勢で臨むべきとの声があります。

今年 1 月 26 日の安倍首相の国会答弁では「厚生年金等に参加していないことをもって事業所名を公表する考えはない」としていますが、今年 10 月からの一部のパート労働者等への社会保険適用拡大もあり、適正に参加させているかがより厳密に調査される可能性があります。

編集後記

年金制度・・・一定の年齢に達したときのための「老齢年金」、万が一障害状態になった時の「障害年金」、生計の柱となる者が亡くなり残された家族のための「遺族年金」・・・国民同士が支えあう制度である「年金制度」のための保険料は、いつから国民にとって「負担」と捉えられるようになったのでしょうか。年金の給付は、国民年金は国民年金保険料とともに一部国の予算が（以前は 1/3、現在は 1/2）、厚生年金の保険料は事業者と本人が折半しています。納付している人としていない人がいる～本当は義務なのに逃れてもかまわないという流れ～人は人、自分は自分、というだけでは生きていけないということを若者が社会保障の仕組みを通して理解し、保険料を納付できるような社会にしていかなければなりません。国は責任をもって保険料を預かり再分配する仕組みを構築し、国民はこの制度を悪用する人を許さない監視をしていく必要があります。加入事業所と未加入事業者で法定福利費に差が出れば、事業所ごとの fair な単価設定に基づく競争にも支障が出ることも忘れてはなりません。憲法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ための「所得移転の仕組み」なのだとして理解することで、人は善意になることができると信じています。（陽子）

4月から拡充される「ひとり親就労支援策」の概要

厚生労働省は今年 4 月から「ひとり親家庭」の父または母が正社員として働けるよう経済的支援を拡充していくことを明らかにしました。

◆企業向けの助成金が拡充

教育訓練の支援では、「自立支援教育訓練給付金」の支給額について 20 万円（現在は 10 万円）を上限とし、補助割合も受講費の 6 割（現在は 2 割）とします。この制度は、20 歳未満の子どもをもつひとり親であれば利用でき、自治体が指定するパソコン技能研修や介護職員向け研修などで補助を受けることができます。

また、企業向けの助成金も拡充します。今まではひとり親を試みに雇う企業への奨励金（1 人あたり最大 15 万円）と無期雇用する企業に支給する助成金（1 人あたり最大 60 万円）のどちらかのみを活用することができましたが、4 月からは併用が可能となります。

◆子どもの教育支援策、児童扶養手当も

厚生労働省はこのほかにも子どもの教育支援策として、高校や大学の授業料に充てる貸付けの上限額をこれまでの 1.5 倍に引き上げます。

また、政府は所得の低いひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、第 2 子の加算額を月額 5,000 円から最大 1 万円、第 3 子以降を月額 3,000 円から最大 6,000 円にそれぞれ引き上げる児童扶養手当法改正案を閣議決定しました。

こちらの施行は 8 月 1 日が予定されており、12 月の支給分から増額される見込みです。

TOPIX

●外国人実習生の失踪が過去最多に

2015 年に日本で失踪した外国人技能実習生が過去最多の 5,803 人に上ったことが法務省の調べでわかりました。失踪者が多かったのは中国人（3,116 人）とベトナム人（1,705 人）で、賃金不払い等の不正行為を指摘された受入れ先企業・団体も 5 年連続で増加しています。政府は昨年、実習先の監視を強化する「技能実習適正実施・実習生保護法案」を提出、早期成立を目指しています。

研修会のご案内～ぜひご参加ください！

4/28 これからの企業におけるストレス・マネジメントの展望

5/11 ～目標管理の成果と部下の成長を促す～

コミュニケーション版・PDCA サイクルの活用法

Harmony通信 2016.03

#発行：2016 年 3 月 10 日

#編集・構成：合同会社 Harmony

Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>